

管子「侈靡篇」について

町 田 三 郎

一

郭沫若氏は、『管子』侈靡篇は中國思想史上きわめて特色をもつ重要な一篇なのだが、錯簡が多く難讀であるために二千餘年來殆んど注目されずにきた、として自ら文章を校訂したうえで「侈靡篇的研究」なる論考を折から創刊された「歴史研究」誌上に發表した。⁽¹⁾恐らく侈靡篇を總合的に扱った論文としては從來これが唯一のものと思われる。

郭氏はいふ。この篇の制作年次は、西漢初年、漢の惠帝期で呂后專制の時代、すなわち前一九〇年（惠帝五）ころである、と。その證據の第一は、「問運之合滿安藏。二十歲而可廣、十二歲而最廣、百歲傷神……」の豫言めいた一文中にある「婦人爲政、鐵之重反于金」の句で、これは明らかに呂后專制と鐵製武器の一般化とを示している。こう考えると冒頭の「二十歲而可廣」は、秦王政・二世・子嬰そして劉邦即位にいたる年數の二十年に合し、この文章は「秦が天下を統一して以後二十年で漢家の政權が隆昌する」の意にとれる。また次の「十二歲而最廣」は劉邦が漢王に封ぜられてから十二年で惠帝の即位、呂后攝政となることで、續く「百歲傷神」は「中國之草木有移于不通之野者」に對應してこの頃強盛であつた匈奴勢力に中原が席卷されることをいう、とする。

第二の證據。

地之變氣、應其所出。水之變氣、應之以精、受之以豫。天之變氣、應之以正。且夫天地精氣有五、不必爲阻其亟而反其重（動）。

これは戰國以來の陰陽五行説を引きついでたもので「天地精氣有五」とは、金木水火土の五行の氣をいう。元來秦は水徳を以て王となつた。従つて相剋を主として王朝を考へるとき、漢は土徳でなければならぬ。しかしここでは「天地精氣」で「水」だけを取りあげて他の四氣に及ぶことがない。ここに注意すべき點がある。それは漢朝が天下を得た最初の十年間においては、漢王朝独自の「改正朔、易服色」の段階にまでは至らず、秦制をそのまま踏襲して王朝を建て、王朝の徳そのものも秦の「水」徳を繼承しているからである。だから「水」徳のみをいつて他に及ばないのである。

以上を根據にして、『修靡篇』は間違ひなく西漢開國以後十年内の作品であると主張する。そしてこう時代を規定したところからこの篇が中國學術史上に占むべき位置、その思想性等々も自ら明確になるとして次のようにいう。

「修靡篇」は基本的には「經濟論文」であり、主意は「修靡」政策の實施にあるが、ねらいとするところは諸侯士大夫階級の財産を費消させて力を弱め、それによつて貧民には生活の糧を得させ同時に君主にはいっそうの支配權力の強化をもたらしところにある。すなわち「上層には法度をもたせ、中層のものにはすつかり財産を費消させる。こうしてはじめて下層のものも安定した生活ができる。これは『揆度篇』に所謂『大夫已にその財物を散ずれば、萬人得てその流れを受く』と同旨で、これを借用して修靡政策の説明とすることも出来る。ただ修靡篇が揆度篇や他の『管子』輕重の諸篇と異なるのは、修靡篇の作者がなお商業國營政策をとらず富商蓄賈を彈壓しないことである。これが重大な差異である」と。従つて結論的にいえば、この篇の作者は、商賈の立場に立つて、商人と上層支配階級との提携とを企圖し、それによつて中層すなわち諸侯士大夫階級を牽制しようとしたもの、といえる。それではこの篇の作者はいったい誰れなのか。氏は荀子とこの篇との親近性を指摘しながら、『修靡篇』的作者應該是荀卿學派的一位後起之秀。他是站在代表商人階級的立場、而把荀卿思想發展了」であるとし、さらに一步踏みこんで作者を藝文類聚・太平御覽に修靡説を以て桓公に見え

たとえられる周容子夏であろうと推定する。

郭氏の「侈靡篇の研究」の概略はおおよそ以上の如くであるが、何よりもこれが難讀にして特殊なこの篇についての第一次の研究であつたことを高く評價しなければならぬ。また商人の立場にたつものとの見方も面白い。

しかし、疑問がないわけではない。たとえば著作年次について。氏は先きの「二十歳」や「婦人爲政」を一一特定し、これらがすべて漢初呂后期を指すとするが、果してそうなのであろうか。「二十歳」「十二歳」の年數に關しては氏とは違つた特定の仕方も現にあり、⁽²⁾「婦人爲政」はこの章の全體の主旨からすると、國家が衰運に向うとき、臣下が巨富を有し、婦人が政治に介入し、音樂も野鄙に世相もしだいに險惡になるの意で、決してよい意味で用いているものではない。

呂後の專制期にこうした文脈でこのことが使用しえたのであろうか。第二の證據として「地之變氣、應其所出、水之變氣、應之以正、……」を挙げ、これは水德説を支持するものとするが、ここに揭示した資料だけではそうはいきれないのではあるまいか。いったい侈靡篇では陰陽をいうことはあつても、五行あるいはそれを思わせるものは、この部分の「天地精氣有五」の一條だけで他にはない。この章での「水の變氣」をただちに五行の水、相剋説にいう水德説と捉え、しかもこれを以て全篇をカバーするのはいささか武斷に過ぎはしまいか。『管子』の書は、水と地に對して特別な關心を有している。「水地篇」があり、水脈・地脈の思想があり、「度地篇」もまた水を特殊視する。こう考えるとこの章もむしろ『管子』に特徴的な「水」の重視の一としてみる方が適當なのではあるまいか。

また漢初の十年にこの篇が書かれたとして、この時代商人はどのように存在していたのであろうか。この證明抜きでは商人と君主との提携という秀拔な發想も説得力を缺こう。漢初の十年に果して「侈靡」をいう餘裕、現實性は存したのであろうか。なお「無爲休息」の時代だったのでなからうか。また作者を荀子學派の周容子夏ならんとするのは奇抜な見解ではあるが、これもあくまで孤證であつて、いまの段階では推測の域に止むべきものであろう。

こう見てくると郭沫若氏の「侈靡篇の研究」は、大いに參考すべきではあるが、全てをこれに依存することはできない

ようである。かくして「修靡篇」はあらためて、何をいかなる目的で説き、いつ頃の作品とすべきか、またそれが占める學術史上の位置等々、はじめから考え直してみなければならない。

二

『管子』修靡篇は短語類にあつて通卷第三十五。『管子』八十六篇であるが、うち十篇が佚して現存七十六篇。これが今日のテキストでは經言・外言・內言・短語・區言・雜・解・輕重の八類に分けられている。これらの分類編輯の次第については諸説が存するのであるが、大まかにA經言⁽³⁾ B外言・內言・短語・區言 C解・雜 D輕重の四種に分けてA↓Dの順に編輯されたと考えてよい。むろん仔細に見ればAの經言類にも後代の竄入を思わせるものがあり、Bにも心術・白心等の特殊な篇も存してい、Cの雜の部にも弟子職の雄篇があつて、種々の議論も存するが、おおよそはA↓Dの順に増補編輯されて今日の形になったと考えられる。そしてAの經言の部に古く管仲のことば、『管子』に有名な句として知られたものはみえ、それ故に「經」言ともいわれたのであろうが、その古い部分は恐らく稷下時代にまで溯ると思われる。従つてBに屬する修靡篇は、ひとまずAの經言類につぐ古さをもつ一篇と捉えておきたい。

修靡篇は、『管子』全書中でも一二の長篇である。このことはその内容の特殊さとも相まって注意されてよい。それは『管子』の書を多くの思想家、さまざまな傾向をもつた集團の集成的著作物であると考えるとき、修靡篇はゆうに一方の旗頭、自立性を主張するに足る質量を備えていると思えるからである。篇の斷章については全篇を53章とした⁽⁴⁾。そのところは經濟説を含んだ政治論である。内容は多岐にわたるが一應は全篇を次の三部に分けることができる。

I 修靡の法Ⅱ國內經濟の活性化

II 國內體制の強化Ⅲ傳統體制の擁護並びに強化

III 理想の政治Ⅲ自然に従いつつ時に應じて變化する

それぞれ例を擧げておこう。

I 問いて曰わく、時化を興すこと若何。侈靡より善きはなし。有實を賤しみ無用を敬すれば、則ち人刑^さむべきなり。

故に粟米を賤しみて珠玉を敬い、禮樂を好みて事業を賤しむは、本の始めなり。(2章)

問う、此れを用うるに若何。瘠倍を巨にするは貧民を使う所以なり。塹墓⁽⁵⁾を美にするは文萌⁽⁷⁾を使う所以なり。棺

槨を巨にするは木工を起す所以なり。衣食を多くするは女工を起す所以なり。なお盡くさず。故に次浮あり。差樊あり。瘞藏あり。此れを作して相食み、然る後に民相利す。守戰の備えも合せり。(24章)

II 郷ごとに俗を殊にし、國ごとに禮を異にせば則ち民流れず。法を同じうせざれば則ち民困します。郷丘に老いて征

誅流散を觀されば則ち人佻⁽⁶⁾ならず。郷に安んじ宅を樂しみ祭を享し、而して謳吟稱號することみな殊なる⁽⁷⁾。民の俗を留むる所以なり。(25章)

その士に先んずる者を自ら犯すものと爲す。その民を後とする者を自ら贍⁽⁸⁾らすものと爲す。國の位を輕んずる者は國必ず敗れ、貴戚を疏んずる者は謀まきに泄れん。異國の人に任ずることなかれ。是れを経を失すと爲す。數しば變

易することなかれ。是れを成を敗ると爲す。(19章)

III 天地は留むべからず。故に動き化するが故に新に従う。是の故に天を得たる者は高きも崩せず、人を得たる者は、

卑きも勝つべからず。是の故に聖人これを重んじ人君これを重んず。(41章)

不方の政は以て國を爲むべからず。曲靜の言は以て道と爲すべからず。時を政に節せば時とともにゆかん。不動以て道と爲し、齊^み以て行と爲すは、避世の道にして以て進取すべからざるなり。(47章)

侈靡篇の多くはこのIII類に組み分けられるが、むしろ53章の全てがこれにびったり當てはまるわけではない。たとえば先にも掲げた「問運之合滿安藏」の52章は豫識的な國運の未來像を説き、53章は星祭りの種々をいう。34・35章は邊境問題⁽⁹⁾を説き、しかも35章の終章には明らかに脱文がある。38章は設問に對應する解答に亂れがあり、40章は前後二段に分か

れるが、後段は意味が不明。29章は「高子聞之、以告……」とあるが、内容からするとと戒篇にあつた説話の亂れではないかと思われる。30章と31章は始末のことばが同旨でまとまりを示しているが、内容はかけ離れている。14章から18章までは、いわゆるハウツウもので臣下や財政をいかに統括するかをいう點でまとまっている。要するに侈靡篇は、大まかに括ればさきの三類に括められるが、細見すればかなりの亂れやみ出しも存して決して完全なテキストではない。

侈靡篇は、また質問とその解答という形式から成っている。桓公と管仲との問答形式の篇は、輕重類と大匡・中匡・小匡の説話化した三篇を除くと、霸形・戒・小稱・四稱・封禪・小問・桓公問・度地の八篇で、これに質問者不明の侈靡篇と質問だけが繰り返される問篇を加えることが出来る。一般に桓公管仲の問答は、その内容が經濟にわたるものが多いとされるが、實はこれに該當するのは上の八篇のうち霸形と度地の二篇のみで、他は有道無道の君、易牙のこと等の説話が主となっている。その霸形篇にしても總體として桓公の事業が説話化して説かれてい、度地篇は「水」をいってやや特殊であるが、多くは桓公の業績や水害對策の巧妙さなどを説いている。これらと侈靡篇とを比較すると、一讀して侈靡篇に特殊さを感じる。それは侈靡篇が、一部に意義不明のものを含みながらも全篇が、質疑を通じて政治世界を全體的構造的に捉えて、そのいまに通じる政策を創出しようとする姿勢で一貫しているからである。桓公管仲の過去の功業を誇張しふくませた説話はここにはない。ここではそれは無用なのである。

三

自然は昔ながらに變らないが、人は變つた。なぜならば政治が變つたからだ。かつての天子はその座に即くだけで特別の政治を行うことはなかった。世が萬事平穩だからである。ところが今日では指切り首斬り足きりの刑者が街にうようよしていながら、人民は死に至るまでお上に服従しない。政治がでたらめだからである。地味も肥え農民は畑仕事に精出すが、生活は成り立たない。なぜならば政治が農事を妨げるからである。だから末作に走ってこれに力を入れる。名は悪い

が實入りのいい末作に従事するのもこうした次第からである。

右は侈靡篇冒頭1章の大意である。いわば作者の現狀に對する基本認識であり、全篇の序ともいえるものである。それではここで政治が悪い、それが元凶だと指摘される政治そのものをどう轉回し變えればよいのであろうか。何を措いても世の中の景氣を浮揚させること、そのための方策をめぐらすこと、という。「問」時世を活性化するにはどうしたらよいか。(答)侈靡の法を實施するよりよいものはない。實用を輕視し無用を尊重すればうまく治めていくことができる。だから粟米を輕視して珠玉を尊重し、禮樂を愛好して仕事を⁽⁹⁾ばかにすること、これが政策の第一歩。珠は陰中の陽なるものゆえ火に勝ち、玉は陽中の陰なるものゆえ水に勝つ。その靈力は不思議なほどである。そこで天子はこの珠玉を所藏し、諸侯は次なる金石を所有し、大夫は狗馬を飼育し、民衆は布帛を所持して互いに誇り合う。こうしなければ力強きものが粟米のすべてを占有し、智慧あるものが物資のすべてを收藏してしまふ。だから階級ごとに尊重し輕視するものをもつように仕向けていく。こうしてはじめて鰥寡獨老の弱者も生活のたよりをうることができる。これが天下均平の始めである。」(2章)。また次のようにもいう。「蓄積多き者には閑暇を與えて浪費させ、車馬の美を競って馳驅せしめ、酒食に耽つて財産を費消させるよう仕向ける。こうすれば貧乏人もこれに與つて働くばをえ、他國にまで出稼ぎに行く必要もなくなる」(16章)。「水泉が湧き出ずる地に人々は聚まり、地味の肥えた美地から人々は死に至るも離れない。大きな湖沼には珠貝を求めるものがひきもきらない」(40章)。これらは9章の「丹沙の穴を塞いだならばそこに商人は寄りつかない。金持ちには贅澤をさせたらいい。貧乏人はその餘澤に與るのだから……」の端的な發言に集約できるようであり、先きにも掲げた巨大な墓作りなども民間に金を注ぎこむ一方法というわけである。

それでは何故これほどまでに民衆の生活に配慮するのであろうか。實際は臣下や富者の財力を消耗させて君主の專制體制確立のための一手段としてこの政策をとったとする見方もできようが、恐らくそうではあるまい。それは國家は民衆を内に包んで成立するとの考えを根底にするからである。次の文をみてみよう。「外交交渉を好む君主は金玉を尊重し、戰

争好きの君主は甲兵を尊重する。この甲兵の大本は田宅にあり、その税でまかなわれる。だから君主が戦争しようと思うならば、まず民衆が好み重んずることを行なえ。飲食は民衆の願いである。この欲し願うものを満足させたならば、民衆は十分に君主の用を果そう。ところが現状は民衆に皮を着せ角を被らせ粗末な衣服で、野草を食い水ばかり飲ませ、野獸を扱うように役使している。これでは民衆を使い切れない」（8章）。民衆をまず食わせねばならない。元來民衆の支拂う税金で甲兵も金玉もまかなわれているのである。民衆を瘦せさせてはならない。民衆にとっての寶は、いつの世でも財利である。財利を目當てとして全ての行動がある。利益があり生活も安定するとき、民衆は君主の用を盡す。それならば君主は自らのためにも利益誘導型の政策をとらねばならない。さし當りその方策が侈靡の法であり、富者層に金を吐き出させるいわば奢侈獎勵策なのである。

政策的に金を回轉させ流動を促進するに止まらず、より積極的に國家は利益を創出していかねばならない。そのために國家は商人とかかわる。45章にいう。國家の體制がいちおう整い、民衆も禮節をわきまえた時點で、商人を受け容れる。「そこで商人を國に迎え入れるが、その人物を用いるためではない。かれらはどこにでも自由に居住させ、どのグループとでも接觸させる。利益追求に徹底させ、國を守る義務はない。國有林も儲ければ切り出し、市場の品目も増加し利益も倍増させる。かくして國の上下ともに豊かに利益をうれば、金錢もおのずと流通して私藏されることはない。そうなれば貧乏人も働くばをえ食を得ることができる。都市や市場を引越すのも一方法である。」この章で國家は商人を保護しつつかれらの活動を通じて社會經濟の活性化に期待する。經濟に刺激を與えながら市場の活況を待望するのである。17章の「利靜まりて化かず。その出ずるところを視、従りてこれを移す」も、相場の停滯を何とか切り拓いて利潤への道を通じようというものである。

しかし經濟の現實の荷い手が商人であったとしても、侈靡政策もしくは商人の活用案の作者、つまり主役は決して商人ではない。國家であり君主である。あくまで國家が侈靡政策を案出し、商人を利用して經濟を浮揚させ、それによって、

本來の目的である君民一致の國家體制を目ざしたいとするのである。この意味で侈靡篇のこうした主張は、決して商人の立場に立つものではない。

以上は侈靡篇が侈靡の法なるものを用いて從來悪いとされてきた政治に光明を與え、それを通じて君民一致の舉國體制を目ざすとするこの篇の基調の論理である。こうして「民は相利し、守戰の備えも合せり」(24章)となつたところで君主は次のことに心を配り禱らねばならない。「智慧をめぐらす大本は、天地自然の相違、春秋寒暑の分岐、四季の必然的な推移を知ること。己れの實力を十分わきまえて諸侯と交わること。國家の安危の所在を心得、節季ごとに天に奉仕し、同じ心で祖先の靈位にお仕えすること。かくすれば國家に災厄は降らず、君主は天壽を全うし、民衆は惡疫に罹らず、智謀はあまねくめぐらされて兵刃も回避される」(48章)。

四

成國の法とはこのようなものだという。「故(古)に法つて常を守り、禮を尊んで俗を改め、信義を尙んで華美を賤しめ、順應をよしとして荒々しさは排除する」(10章)。(10)より平明具體的には次のような問答の形で見える。「(問)外交交渉が成功したかに見えて失敗するのは何故か。兵力が遠國にまで及んでいながら畏れられないのは何故か。民衆がいったんは聚集しながら散り散りになっていくのは何故か。安泰と思える國家が突如危機に見舞われるのは何故か。(答)外交交渉は成立したが人に信じられないものは危険である。兵力は強大だが不義の兵は殘滅される。亡國の大本は、國の公族を毀傷し近臣を疎そかにして遠人と結ぶことで、それでは事業は成功したかにみえても失敗する。近鄰と慎重に交わらないで遠國を懷けようとするものは信じられず、それでは兵力を遠くまで及ぼそうとも畏れられることはない。國は小さいのに事業は手廣く、仁道を志しはするが財力に乏しく、しかも名聲だけを望むというのは、不安定な基石を積み重ねるようなもので危険きわまりない。己れの組織力を誇って他人を抑壓兼併し、それによって防衛を圖ろうとするものは、いっ

た人は衆力を結集できてもやがては散り散りになろう。」(21章)。同様の主旨をこうもいう。「人主は衆力を恃まずして自らの徳を頼りにすべきである。民衆はおのずと有徳者の下に集まり睦み合う。こうなれば利益もあがり事業も成功し、損害はない。これに反して身内を疎外して外人を愛好し、他人を當てにすれば計畫は外部に洩れる。實力もないのに大きなことが好きというのは、國を危うくするものである」(22章)。

何よりも身近かなもの、親戚近臣を大切に政治、國內優先の政策がとられねばならない。36章にいう。「萬世も延祚する國には必ず萬世に傳わる寶がある。それは必ず天地自然の道に則ったものである。政策として國內に力を集中し外國をこととしない。小さいことをよく見究め大げさなことはしない。守るべき國の寶を棄てて對外戰爭をひき起したならば、與國を失い結局は敗亡する。國の寶を守り小さなことを大切にしたらば、道理にもとづいた國造りが出来る。能力のある臣下を専門の職につける。こうすれば上位者に餘裕が生じる。能力を評價されれば喜びもひとしおで任命者とともに樂しみ合える。こうした人々を官人にしたならば特別な國家防衛策などとななくても國が減ぶことはない。官界にこうした人物が多くなれば覇者となることもできる。もしこうしなければ逆の思いをするだけである。」

官僚は以下のように職務に精勵でなければならぬ。「官禮を司る役人は、有功の祖の廟祭を先にし祭器を整えることは後まわしにする(司徒太宰の職)。宗廟にて祖先の順序にしたがって列立し、鬼神を尊んで故習を遵守する(宗伯の職)。戰場での任務は、戦功を尊びはするが徒死を賤しむこと(司馬の職)。國を治める任務は、事業の成果を擧げしかも出費を抑えること(司空の職)。臣下の本分を盡くさせ能力を尊重し刑罰を恐れ慎しむこと(司寇の職)。この五官に人材が競い合うようになったとき、はじめて君主は明澄な政治を行うことができる」(27章)。官僚は當然その能力・資質に應じて使い分けられなければならない。「人材を登用する際は能力に應じて等級も定める。名譽心の強いものを選んで民の長とする。名譽や誇りを重視するものを機關の長とする。事業の成らないものは名譽をうることはできない。未完成のものまた同様である。事業が完成しそこで名譽も與えられ、名聲も附隨する。その後で君主の贈りものである爵祿を授かる」(18

章)。

従つてこうした官僚と君主との關係、官僚間の上下の階級すなわち君臣關係、階級秩序というものには嚴正でなければならぬ。それは法と禮とに支えられる。39章にいう。「法度は君臣關係を維持する大本である。禮義は君主の教化を神にするものである。いったい君臣關係は義にもとづき、身内の愛情は本性によるのだから君臣間の交わりや規則は嚴正一定のものでなければならぬ。君主の座の安定は、まさにこの關係の強化にこそある。慎重でなければならぬ。」15章「大臣甚大、將反爲害」、20章「大臣得罪、勿出封外」は君主の威權を守れと説くが、本旨は同じことである。

君臣關係をも含めた秩序の意識、集團に必須の序列の感覺は、日ごろからことあるごとに教へかつ身につけておかねばならない。「祭りの時には賢者を長にたて、群臣は仕事を分擔する。群臣が仕事を分け合うことによってみなが和樂する。賢者を長にたてたことによってことはうまく運ぶ。そうでないと國を破滅にも導く。賢者をこき使う國は亡び、大切にする國は昌える。正義を尊んで亡亂を禁じ、先祖を尊んで一族を敬う。一族を聚めて上下差等の秩序を明示するのは、長たるものの輕からざるを示すものである。こうして祭祀を執行しつつ自らの徳もまた明らかにする」(28章)。事實長たるものが責任をもつて管掌する集團でなければ、激しく競合する世の中に存立し續けることは難しい。「百人の集團でも君長をたてなければ、指令は徹底しない」(31章)のが通例だからである。

こうして國內政策が優先され、官僚も能力に應じて精選され、階級秩序も嚴守され、「故きに法とり常を守る」(10章)風尚も尊重されて、國家は安定的に持續する。しかし時代の潮流は諸般の狀況と結合して變化、新しい對應をも迫ってくる。30章には「從來の政道と新しい政道とを調整して國を治め、それによって今日の時世に適合變化させようと思うが如何」との設問も發せられる。ただこの章にはこれに正しく對應する解答はない。47章及び6章が代つて解答する。

正しからざる政治で國を治めることはできない。清靜を第一とするものを道理とすることはできない。時世を正しく政治に反映させるものこそ時とともにあるものである。固定恆常を道とし、齊一こそ基準とするものは、消極的な政治でそ

こに進取の精神は見出せない。(47章)

變革すべき時がきているのに變えることができないのは、獸の脱毛がなお皮膚にこびりついているような状態である。皮膚は新しくなろうとしているのに依然として舊來無用のものを捨てきれずにいるわけで、これでは人心を服することはできない。(6章)

既存の體制や傳統的な序列は最大限に尊重するものの、變えるべきところは斷乎として變えていかねばならない。時世はそうした時點に達しているのである。それにもかかわらず不動・齊一をよしとし固執するものは、現實も將來も見通す力を持たないものである。人間が指標と仰ぐ天地そのものが、元來變化を本質として内蔵しているものだからである。

「天地の變化を畏敬せねばならない。不思議な自然界の變化こそ天地の極限的な姿である。この變化を、しかも兆候の段階で捉え、これに對應していかねばならない。仁者や智者はこうした變化を上手に利用する。その人でなければ天地の變化の兆しは消え去って把捉することはできない」(43章)。

自然に根據をもつ政治行政というものは、たしかに絶對的な正しさをもとう。それだけにそれを知るものは、きびしく限定される。しかし變化それ自體は、普通の眞理として肯定されなければならない。従つて政治が自然に則つて、ということはこの場合過去や慣習を評價し尊重しつつも自然が變るように時に應じて變わらねばならないことを意味する。そして時世の變り目をいち早く把えこれに對應した政策を採るとき、國家はいよいよ安泰強固となり、何の障害もない。しかも國家の行動は抑制の利いたものでなければならぬ。「敵國が強大であつても必ず忠實さと正義の心で對應する。敵國が小國であつても敬愛の心を失わずに對應する。強弱いずれも道を誤ることがなければ、民衆は上位者の命令に従う。人を先にして自らは後まわしになつても仁者ぶつてはならず、手柄を相手に譲つても得をさせたと思つてはならない。包容するところが大きければ、われと争うものはいよいよ少ない」(38章)。

かくして「國力が均しいときは争い、倍するときは討ち、十倍ならば従い服し、百倍ならば教化に服す」(33章)のこ

とばがあるが、國力と道義とを兼ねて存立する國家は、しだいに對立する諸國を翼下におさめながら、しかも「功業をあげながら特別の實感はない」（同上）のである。民衆はまさにこうした國家に期待する。霸者の完成體とでもいふべきものであらう。

侈靡篇の内容とは、おおよそ以上の如くである。

五

侈靡篇が折から勃興しつつあった商人階級を國家のがわに引きよせこれを利用しつつ社會經濟を浮揚させ、同時に官制や階級關係を充實整備して體制を強化し、君民一致の理想の政治に近づこうとする主旨を述べるものであることは、いまやおおかたの了解を得られたことと思う。戰國末期の政治論と捉えて不可はなからう。

しかし一步踏みこんで侈靡の法なるものの實施の狀況や商業活動の實際、あるいは制度面からみた中央と地方との關係等を知ろうとすると、侈靡篇の記述はまことに不十分であり不備である。本來がこの篇に錯亂や脫文が多く今本を十全なものとは見做し難いからでもある。ただ侈靡篇の如上の主張は、當然『管子』全書と無關係ではありえないわけで、多くの點で他篇の主張とかかわり合い、時にその發展でさえある。つまり相互補完的でもあるのである。そこで以下、侈靡篇において國家を隆盛させる根幹とみなされたことどもを『管子』全書及び關連する諸子をも參照しながら、また以上において觸れることの少なかった部分をも補足してこの篇を總合的に考えていきたい。

いったい『管子』に特徴的な主張は、古來有名な牧民篇冒頭の一文を引用するまでもなく、國內經濟、民衆の經濟生活の安定が治國を約束するというものであった。その内容として民衆の土地への定着、傳統の重視等が說かれ、その結果として君民一致の國家體制がいわれてきた。

政治は、現實問題として多く君主とその周邊、せいぜい卿大夫との關係であつて、民衆はその埒外にあつた。たとえば

『韓非子』は「明主は吏を治め、民を治めず」「政を爲して民に通ぜんことを期するは、みな亂の端にして未だ與に治をいうべからず」（顯學）という。しかし『管子』は傳統的にこうはいわない。侈靡篇の場合また同じである。民心に順つた政治こそ望ましいとする。このことを端的に8章では「甲兵の本は……民の税」にあることを知るからという。

政治が民心に順い民衆とともにあるためには地方や地域の實情に精通しそれに對應した施策が準備されなければならない。25章には次のようにいつている。「郷ごとに風俗を異にし、國ごとに禮を異にしたならば、民は流徙しない。法が一律でなければ、民は困厄することはない。生まれ故郷にずっと暮して戦争や流民の悲惨さを經驗しなければ、住民はいたって質朴である。郷里に安んじわが家を楽しんで先祖の祭りを行う。歌い方や唱え方、人々の呼稱の仕方すべて地域ごとに異なる。こういうやり方で民間の習俗は保持される」

こうした考えを理論づけたものが宙合篇の「歳に春秋冬夏あり。辰序各々その司あり。故に曰わく、天は時を一にせず、山陵岑巖、淵泉閼流、泉は瀦を踰えて盡きず、薄は瀦を承けて滿たず。高下肥磽、物に宜しきところあり。故に曰わく、地は利を一にせず、と。郷ごとに俗あり。國ごとに法あり。食飲味を同じうせず。衣服異彩、世用器械、規矩繩准、稱量數度、品として成すところあり。故に曰わく、人は事を一にせず、と。此れ各事の義、その詳は盡くすべからざるなり」であつて、自然界も人間界の事象も萬事一樣ではありえず、差異があることを自然で、全てを一に固定してはならない。

従つて政治が民衆とともにあるのが望ましいとするとき、民衆は各地のさまざまに異つた條件の中で生活しているわけで、その政治のあり方も、地方分權的な、もしそれが云い過ぎであるならば地域差や地方の特殊性を尊重した政策、少くとも多様かつ融通のきくものでなければならぬ。一概に均質的な世界を前提とし、そこに齊一の制度が施行されるとするのは、むしろ非現實的である。このことを「不動以て道と爲し、齊以て行と爲すは、避世の道にして以て進取すべからず」（47章）という。

むろん地方や地域の重視というもののそれが自然村落的な状態に置かれ、放置されたならば、それは國力の進展と何ら關わりなくむしろ國力を阻礙するものであらう。中央政府と何らかの絆をもち、かつ地方の獨自性も全うされるという關係のあり方こそ望ましいのである。實はこの中央と地方とのパイプ、つなぎの役割りを果すものこそ、齊に特有の「五家の制」といわれる制度であつたと思われる。侈靡篇には直接これにいい及んだ章節はないが、たとえば立政篇に「國を分ちて以て五郷となし、郷ごとに師を置く……十家を什となし五家を伍となす。什伍みな長あり。障を築き匿を塞ぎ、道路を一にし出入を搏らし、閭閻を審らかにし筭鍵を慎しみ……」とあるのをみ、そのうえで侈靡篇の45章、商人は「郷を擇ばずして處り、君を擇ばずして使らき……」とあるのをみると、商人はある種の規制外の存在であつたわけ、反對に一般民衆はそれなりの規制、恐らくは齊に傳統的な五家の制を、制度として受け容れ、それによる保護も制約も受けていたのではないかと思われる。

思えば地方や民衆をも含めて國家が成立するとは、齊に傳統的な國家觀でもあつた。

『國語』齊語にみられる桓公・管仲の政治は、國內の行政區分、四民不雜處、地方の人材登用等でひとくちに云えば國內の再組織化であり、その核として「五家の制」の案出があつたということである。同じ時代の魯語では、問われているのは祭祀の禮の遵守であつて、魯國の政治に地方や民衆の姿はない。このことはさらに溯つて『史記』「魯周公世家」で魯の伯禽は、「その俗を變じ、その禮を革め」ために周公への報告が遅れたのに對し、齊の太公は「君臣の禮を簡略にし俗爲に従つた」ので報告を早く行ふことができた。これを聞いて周公は、後世魯は北面して齊に仕えるであらう、といつたとある。

恐らく當時の齊の國俗は、民度がきわめて低く改變しようにも手の打ちようがなかった。それが萬事を思い切つた俗爲、制度の簡略化に向わせたのであらう。中原から遠く離れた齊の文化的後進性が、簡易な新體制の形成に結果的に便宜を與えたということである。そしてそのまとまりの良さや速さがかえつて、周公に脅威を感じしめたのである。

この粗野ではあるが、地方を生きた形で政治に取りこんだ齊の傳統的な政治路線を繼承しより發展させたものこそ桓公管仲の政治であり「五家の制」に代表される行政であった。侈靡篇もこうした齊に傳統的政治思想を引きつぎつつディテールをつめていくのである。

問篇に次のようにいう。

問、邑之貧人、債而食者、幾何家。

問、理園圃而食者幾何家。人之開田而耕者幾何家。士之身耕者幾何家。

問、鄉之貧人、何族之別也。……

問、人之貸粟米、有別券者幾何家。

この問篇に關しては宇都宮清吉氏に勞作があるが、當面のことに關していえば、地方にいて借金し傭作し、士の身分から轉落し食糧も貸りてその日暮らしをするものの存在を、右の記述は明らかにする。何故こうなるのか。農民は小作化し身分關係も動搖している。事實そうだったのであろう。そして問篇はさらにさまざまな様態を訊問する。

こうした中で侈靡篇がこれらの内容をもつ地方に關心するというのは、大筋からすれば地方への開發や投資が、やがては大きく國家にはねかえってくる效果に期待するということであろうが、目前のこととしては實態のたしかな把握ということに盡きよう。的確な手當てを行うためにも精細に知ることは必要だからである。問篇の序にもいうように「事は大功を先きにし、政は小より始む」だからである。換言すれば、地方という國家のあしもとを凝視するとき、そこに興隆の鍵もひそんでいるというのである。

戰國末、時代の流れは分裂狀態を克服しての統一志向にあった。つとに『荀子』はその王制篇において東西南北の四方からする物産の交易を説いて廣域經濟圈構想とでもいうべき分裂國家の枠を超えた統一中國を豫想する。民衆また統一を待望する。「亂は天子なきより大なるはなし」(『呂氏春秋』謹聽篇)だからである。

當然『管子』も霸者たらんとする。問篇も「霸王の術」として製作されたのである。侈靡篇にしてもそのための侈靡の法であり地方の確實な把握であった。それは何はともあれ、直面する分裂國家の勝ち残り競争に耐えかつ勝たねばならぬからである。そのために諸侯國はそれぞれに努力する。國の内外の事情に制約されながらのことである。たとえば韓非の場合がある。かれは法の整備を行いつつ階級關係の強化を通じて韓の生き残りを策した。この間の事情を『淮南子』要略篇はこう説明する。「韓は晉の別國にして地^ち峻^きせ民險^{けん}にして大國の間に介^はまる。晉國の故禮未だ滅^めえざるに韓國の新法重ねて出ず。先君の令未だ收^しまらざるに後君の令また下る。新故相反、前後相繆^しり、百官背亂して用うるところを知らず。故に刑名の書生ず。」すなわち韓の土地柄からして土地を開發し農業を振興しての強國策は始めから實現不可能であった。それよりも前後相繆^しり、百官背亂という混雜した法制や秩序の恢復修正こそ急務であった。韓の國家にとって實情に對應する施策とは、まさにこうした法制の整備にこそあった。しかし實はこの時期に秩序の恢復、階級關係の嚴守をいうことは、むしろ一般なことであった。侈靡篇において屢説するところでもある。ただ韓は自明のこの道をひたすら追求するより他に途はなかった、ということなのである。要するにこれが小國韓に與えられた條件、つまり現實だったからである。この地が法思想家としての韓非を生む必然性もここに存した。齊の國家の場合でも事情は變らない。傳統的でもある君民一致體制の中で、より國家を強盛ならしめるものは何か。侈靡篇の場合、それは侈靡の法の實施であり、何よりも諸秩序の嚴守であり、地方の重視であり、商人の新しい位置づけであり、時に應じた制度の改革であった。

こうして自己の屬する國家の内外の諸狀勢、特殊性への自覺からする施策が、それぞれの諸侯國の特有の強國策として打ち出されてくる。それは換言すれば志向としての統一論に對する諸侯國がわの個別的な解答でもあった。より深い統一論とでも稱すべきであらうか。

『荀子』と『管子』の書の關係し合う部分は非常に大きい。たとえば『荀子』王制篇の霸者を説く條、すなわち「かの霸者は然らず。田野を辟き、倉廩を實し、備用を便にし、案^{すなわ}ち募選を謹しみ、材技の士を閱び、然る後慶賞に漸^{ひた}して以て之を先にし、刑罰を嚴にして以て之を糾し、存亡繼絶、弱を守り暴を禁じ兼併の心なくんば、則ち諸侯之を親しむ……」は、『管子』牧民篇の主張とよく似て經濟を重視した國づくりを基調とする。序官の箇所では、宰爵・司徒・司馬・大師・司空・治田・虞師・鄉師・工師・樞巫跛擊・治市・司寇・冢宰・辟公・天王の職掌を述べるが、『管子』立政篇では、君主の務めは山澤の管理、水理の保全、桑麻五穀の督察、六畜葷菜の殖成、工事女工の獎勵管理で、これが國を富ます五事であることを説いたうえで、「火憲を修め、山澤林藪積草を敬い……虞師のことなり。水潦を澤し溝瀆を通じ……司空のことなり。高下を相肥^み境を視……由田のことなり。郷里を行^やり宮室を視……郷師のことなり。百工を論じ事務を審らかにし……工師のことなり」(省官)と虞師・司空・由田・郷師・工師の五官をいう。これは王制篇序官の條のいわば經濟閣僚をピックアップして記述したもので、政治機構を經濟に力點を置いて書き換えたものである。いうまでもなく王制篇を下敷きにして、ということである。

また『荀子』の富國篇で「國を足らすの道」として「節用裕民」をいい、民を富ますは同時に國を富ますこととするのは、『管子』治國篇で「凡そ治國の道は必ず先に民を富ます。民富まば則ち治め易く、民貧ならば則ち治め難し」と同旨で、これは修廢篇8章・9章で生活を豊かにしてこそ國用に立つとする主張と等しい。問題なのは國の富ませかたで、『荀子』は「用を節するに禮を以てし、民を裕にするに政を以てす」として、その政治とは「田野の税を軽くし、關市の征を平らかにし、兩^り賣^りの數を省き、力役を興すこと罕に、農の時を奪うことなし」とする。節用裕民、農事を獎勵し商人の數を減ずる。まさに「本事に務めて財物を積む」(王制)ことこそ本道とする。

この點では實は『管子』も基本的には變らない。冒頭牧民篇でも文巧は禁じられて地の辟擧が求められている。侈靡篇ではこれをいい換えて「末産禁ぜざれば、野辟けず」という。またその1章で「政治が農業を妨げるが故に民は末業に走る」とも指摘し、商業が盛況であれば、それはひいては農業の振興に役立つともいっている。

ただ『管子』が『荀子』と本來的に相違するところは、『管子』は終始國家的な關心から商業・社會經濟に著目し、いかにこれを國家のがわに活用するかに腐心し続けるということである。たしかに『荀子』にも卓れた廣域經濟圏の構想も存するのであるが、これがさらに追求深化されることはなくて、いつか欲望論の一部にすりかえられて消滅する。この點でかわり続ける『管子』の場合と大いに懸隔する。

『管子』經言類の乘馬篇では「市とは貨の準なり」といい、市場を觀察していれば國の治亂も景氣の動向も推知することができ（務市事）、さらに「黄金者用之量也、辨於黄金之理、則知侈險、知侈儉則百用節矣」（土農工商）として通貨の流動に關心を寄せる。このことは「今日爲さざれば、明日貨を失なわん。昔の日已に往きて來らじ」（失時）といった投機の機微をついた諺の引用にも通じている。⁽¹²⁾

つまり『管子』は經言類のこれらの引例からも知られるように、國家はいかに社會經濟に關心を持ち続けるべきかが力説され、それが『管子』全書の一特徴をも形成しているのである。そしてこの經濟への關心が具體的な政策として立案されたものこそ侈靡の法であった。それは經言類以來の主張のきわめて順なる展開であるとともに、背後に都臨淄に繰り廣げられた商業活動の殷賑さや荀子の經濟圏構想にも影響を與えたであろう國際商人の活動を豫想させる。そうした商人たちをいかに國家の體制の中に組みこみ、かつ他の階層とりわけ農民との摩擦を回避するかが當面の課題であった。

侈靡篇では、後者については富者蓄賈の奢侈や消費の擴大といった方策しか説かない。「積む者餘日を立てて侈り、車馬を美にして馳せ、酒澧を多くして靡す」（9章）とき、「富者はこれを靡やし、貧者はこれを爲し」（同上）で金錢を取得する、と。果してどれほどに効果があるのか疑問なしとしない。しかし國家が商人を利用し保護しながら、なおかつ

商人の間篇等からうかがえるような高利貸し化や土地への投資、そこから生ずるであろう農村の危機的状況を避けようとするならば、姑息ではあるがこうした贅澤な消費に目を向けさせるしか方途も見出せなかったのであろう。いずれにせよ侈靡篇は、巨大な實力をもった商人たちを、いくつかの限定はあるにせよ國家のがわに引き寄せ、かれらを含めて「國家」を構想しようとする。それはかつて經言の乘馬篇で市場における商人の數を定め税金をとりたて、それをいう小節を「士農工商」と小題⁽¹⁴⁾しているのとは、異なったレベルでの商人の枠づけであった。この點は評價されねばならない。それは從來の必要惡的な商業觀から積極的な利用・評價へと大きな一步を踏み出したものだからである。

同じ頃、『韓非子』は激しい調子で「抑商」「排商」を唱える。「その商工の民は、苦竈の器を修治し、弗靡の財を聚め、蓄積して時を待ちて農夫の利を伴^ひぼる」と(五蠹)。五蠹の一として商人は徹底的に排除されなければならない。

韓非は當時の商人階級の社會的影響力の大きさを認めるが故に、現状を放置できぬものとしその對策を「彈壓」排除に求めた。『管子』侈靡篇とは對照的な決定であった。それにもかかわらずこの兩者は、一見相反する行動をとりながら、その根底においていまや無視しえぬ力となった商人階級そのものと對決しそれぞれの解答を提出した點において共通する。かれらに與えられた時代の課題でもあった。

いっそう圖式的な『韓非子』と侈靡篇との結合は、次の時代における『管子』輕重類の鹽鐵の專賣、國營企業論にみられる。それは「商人」の排除と國家「利益」との兩得を企むものであった。

註

(1) 歴史研究第一卷三號 一九五四年。

(2) 李哲明の説。かれはこの年次をあくまで「齊」のこととして捉えている。『管子集校』上 六二六頁。

(3) 木村英一氏「管子の成立に關する二、三の考察」支那學十卷特別號。羅根澤『管子探源』が代表的なものであろう。

(4) 章節の區切り方については異説があるが、安井衡の『管子纂詁』の訓みを參考にした。近く校注並びに譯を發表した

い。

(5) 原文は「文明」に作る。郭沫若の説に従って改め讀んだ。
『管子集校』上 五八三頁。

(6) 原文は「則人不眺」に作る。張佩倫の説に従って改め讀んだ。
『管子集校』上 五八五頁。

(7) 原文は「稱號者皆殊」に作る。張佩倫の説に従って改め讀んだ。
『管子集校』上 五八五頁。

(8) 原文は「母仕異國之人」に作る。王引之の説に従って改め讀んだ。
『管子集校』上 五七五頁。

(9) 原文は「王者陰之陰也」に作る。王念孫に従って改め讀んだ。
『管子集校』上 五四四頁。

(10) 原文は「好縁而好駟」に作る。丁士涵の説に従って改め讀

んだ。『管子集校』上 五六五頁。

(11) 「管子問篇試論 第一部」(『中國古代中世史研究』) 所収。

(12) 劉績はこの部分に注して「上をして民に時を知らしむるをいうなり」とするが、的確ではない。商賈上のタイミングを尊重せよというものである。

(13) 『戰國策』齊策卷四、『史記』悼惠王世家を参照された
い。

(14) 安井衡はこの小題を「後人所加、非此書之舊」とするが、
實はこの小題に最もふさわしいのは、立政篇と乘馬篇の二篇
を通じたものである。

a family tree.

Recently Mr. Makoto Ueda has pointed out an important fact in that some noted families in Zhejiang which had branched off, dispersed, and started to use diverse sets of genealogical markers have, since the mid-Ming period, shown a tendency toward reuniting the branches and applying a uniform set of markers.

This paper aims to trace the courses of diversification and reunification of genealogical marker sets in some families located around the walled city of Xiao-shan (蕭山) county during the Qing period, and also to analyse the relationship between the reunification effort and the development of ritual drama performed at ancestral halls. My arguments are as follows:

(1) In the case of old families which had settled in Zhejiang since early Song, it was not easy to reunify the extremely diversified genealogical markers. In fact, it was not until after the mid-Qing period that such efforts were made. Some of these families had met with little success even after late Qing.

(2) It is to be noted that in these families, theatrical performance had been introduced into the rites of ancestral worship prior to the efforts being made to reunify the genealogical markers. It is reasonable to think that the ritual performance functioned more significantly than the uniform markers in rebuilding the larger systems of family trees.

(3) Conceivably the custom of staging plays at ancestral halls was meant to increase social contact among members of different family branches, preparing for the reunification of genealogical markers.

A STUDY ON THE CHAPTER "ON LUXURY" OF THE *GUANZI*

MACHIDA Saburo

On the chapter "On luxury" of the *Guanzi* there is the early path-breaking work done by Guo Moruo 郭沫若. Guo Moruo's views on the

text, viz. that it was formed in the beginning of the Han dynasty and that it expresses the views of contemporary merchants, are, however, hard to accept. The chapter expresses what might be called the new "theory of the state" of the times, a theory that also had a place for the newly risen class of merchants, and the point of view taken in the text is thus always that of the state and never that of merchants. It also seems best to regard the text as having been formed in the late Warring States period. —The text of the Chapter "On luxury" is in great disarray and cannot be regarded as being complete, but if it is seen in the light of the whole of the *Guanzi*, it can be shown that it shares in full measure the characteristics of the text it is a chapter of. One of these characteristics is an emphasis on regional differences and an opposition to standardisation: it is only by investigating regional characteristics that the perfection of a true state can be brought into existence. One of the things to be investigated is thus how to integrate the newly risen class of merchants into the frame of the state. This approach is the complete opposite of that taken in the *Hanfeizi* 韓非子, according to which merchants are to be completely suppressed. Both text attack frontally the central problems of their time.

THE DONGNING COMMANDERY 東寧衛 IN LIAOYANG IN THE MING DYNASTY

KAWACHI Yoshihiro

In the Ming a General Commandant for Liaodong 遼東都指揮使司 was established in Liaoyang, Liaoyang becoming the headquarters for the frontier defense of the Ming and the governance of the northeast. To the north of Liaoyang, contiguous to the city wall, there was an area called Beicheng 北城 and in Beicheng there was a government office called the Dongning Commandery. This office had been established to isolate the Jurchen and Koreans living in Liaoyang since the Yuan dynasty and those who had recently surrendered to the Ming from the